

28環総政第577号  
平成28年9月6日

## 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書案（オリンピックスタジアム）審査意見書

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（オリンピックスタジアム）」（以下「評価書案」という。）について審査した結果、「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号局長決定）に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都環境局長  
遠藤雅彦

### 記

#### 第1 対象事業等

##### 1 実施者の名称及び所在地

名称：東京都

代表者：知事 小池 百合子

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

##### 2 対象事業の名称

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会  
実施段階環境影響評価書案（オリンピックスタジアム）

##### 3 対象事業の所在地

東京都新宿区霞ヶ丘町10番1外

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目15番1外

## 第2 意見

評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

### 【主要環境(大気等、土壌)】

#### (大気等)

建設機械の稼働に伴う排出ガスは環境基準を満足しているが、本事業における寄与率が高く、計画地近傍には住宅、教育文化施設、公園、運動場等、スポーツ・興行施設など人が集まる施設が多く存在していることから、環境保全のための措置を確実に実施し、建設作業における大気質への影響の低減に努めること。

#### (土壌)

工事中に土壌汚染が新たに確認された場合には、適切な土壌汚染対策を講じるとともに、その内容をフォローアップ報告書等で明らかにすること。

### 【生態系(生物の生育・生息基盤、水循環、生物・生態系、緑)】

#### (生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通)

計画緑化面積について、地上部・人工地盤上の緑化や建築物緑化が合わせて示されていることから、その内訳を明らかにするとともに、建築物緑化の計画内容について具体的に示すこと。

#### (生物の生育・生息基盤)

本事業の実施により計画地の位置する明治神宮外苑の生物・生態系の賦存地と一体となった生物の生育・生息基盤が形成されるとしていることから、前提となる植栽基盤の量及び質の確保に努めるとともにフォローアップ等で報告すること。

#### (水循環)

① 施設の建設後には、浸透トレンチ及び緑地を設置することにより地下水涵養能の確保を図っているが、当該施設は一部に人工地盤が使われていることから、浸透施設の設置位置を示すなど、地下水涵養の考え方について具体的に説明すること。

② 植栽散水に井水利用が計画されていることから、井戸の設置位置や掘削深さなどについて具体的に示すこと。また、井水利用に当たっては、地下水位に影響がないよう十分に配慮すること。

### (生物・生態系)

既存樹のうち活着の良い広葉樹を中心として人工地盤上に移植する計画としているが、計画地南西、南側の針葉樹・常緑広葉樹の既存樹は現地に保存する計画としていることから、保存する既存樹と人工地盤との関係を明らかにすること。

### (緑)

本事業は、将来的に一定の緑量を創出する計画としていることから、地上部の緑化はもとより人工地盤上の緑化や建築物緑化についても、その育成と維持管理に努めること。

## 【生活環境(騒音・振動、日影)】

### (騒音・振動)

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍には多くの住宅、教育施設、福祉施設、医療機関等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、建設作業における騒音のより一層の低減に努めること。

### (日影)

日影規制地域に対して規制時間を上回る日影は生じないとしているが、計画地東側の明治神宮外苑の樹木に一部日影が及ぶと予測していることから、フォローアップ調査で樹木への影響を確認するなど、周囲の緑の生育環境に配慮すること。

## 【アメニティ・文化(景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性、史跡・文化財)】

### (景観)

本事業では「大地の杜」と「空の杜」を整備することにより周辺の多様なみどりの景観に調和した景観が形成されることとしていることから、緑を適切に管理し、良好な景観の保持に努めること。

### (自然との触れ合い活動の場)

- ① 計画建築物5階には外部から行き来できる空中庭園「空の杜」を整備することとしていることから、アクセス方法について具体的に示すこと。
- ② 歩行者ネットワークの構築により計画地内に新たに創出される自然との触れ合い活動の場は、周辺の自然との触れ合い活動の場とともに、その活動を促進することとしていることから、明治神宮外苑等周辺施設の管理者と十分に連携を図り、利用者に対して、周辺の自然との触れ合い活動の場を含めた情報提供に努めること。

### (歩行者空間の快適性)

暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。

### (史跡・文化財)

周知の埋蔵文化財包蔵地において埋蔵文化財発掘調査を実施したとして、その内容について報告すること。

## 【資源・廃棄物(水利用、廃棄物、エコマテリアル)】

### (水利用)

トイレ洗浄水等の雑用水に雨水利用や循環利用水(中水)利用を計画しているが、一部、上水が使用されていることから、更なる雨水等の利用を推進するよう努めること。

### (廃棄物)

設備等の持続的稼働における廃棄物について、再資源化率を旧国立霞ヶ丘競技場の実績から49%と予測しているが、当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーの象徴となる重要な施設であることから、その再資源化率の達成と向上に努めること。

### (エコマテリアル)

「持続可能性に配慮した木材の調達基準」が策定され、都や国等が当該基準を尊重するよう働きかけを受けていることから、その趣旨に基づく木材の調達に可能な限り努めること。

## 【温室効果ガス(温室効果ガス、エネルギー)】

### (温室効果ガス、エネルギー 共通)

建築物の省エネルギー性能に関して、平成28年8月に「東京都建築物環境配慮指針」の改定が行われたことから、この趣旨に鑑み、施設等の持続的稼働における温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の更なる削減に努めること。

## 【土地利用(土地利用、地域分断、移転)】

### (土地利用)

多様な機能が集積するスポーツ・文化の拠点形成が推進されることから、このことについて具体的に説明し、将来的な土地利用の考え方を示すこと。

### (地域分断)

- ① 区道 43-660 及び区道 43-680 が計画地内に含まれており、オリンピックスタジアムと一体整備される計画であることから、歩行者通路の整備が出来次第速やかに開放するなど、工事に伴う影響の低減に努めること。
- ② 敷地は自由に通り抜けられる通路空間として整備し、歩行者のアクセス性を向上させる計画としていることから、敷地内の歩行者動線に関する案内を表示するなど、歩行者が利用しやすいよう配慮すること。

### (移転)

計画地内において移転を伴う施設があることから、その移転状況についてフォローアップ調査で確認すること。

## 【安全・衛生・安心(安全、消防・防災)】

### (安全)

計画建築物において様々な利用者への配慮がなされるよう、条例やガイドライン等に基づいたユニバーサルデザインの計画としていることから、これらの計画を確実に実施するとともに、必要に応じてより一層の配慮に努めること。

### (消防・防災)

計画建築物は大規模集客施設であることから、災害時における機能維持のための取組について具体的に記述すること。

また、災害時においても迅速かつ適切な対応ができるよう防災計画の策定に努めること。

## 【交通(交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全)】

### (交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通)

工事用車両の走行に当たっては、運転者への指導の徹底や工事用車両の出入口への交通整理員の配置、計画地周辺の車両の通行への配慮等を行う計画としていることから、これらの環境保全のための措置を確実に実施し、周辺地域における一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。